

2021年8月1日時点版

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の 影響緩和に係る月次支援金の詳細について

中小企業庁長官官房総務課

※本資料は、今後改訂する可能性がございます。

目 次

- 1 月次支援金の概要 (P 2)**
 - 2 紹介対象 (P 3 ~ 8)**
 - 3 保存書類 (P 9 ~ 11)**
 - 4 特例 (P12)**
 - 5 手続き (P13~18)**
 - 6 事前確認スキーム (P19~23)**
 - 7 申請 (P24~30)**
 - 8 スケジュール (P31)**
 - 9 お問い合わせ先 (P32)**
- ※参考 (P33~56)

1. 月次支援金の概要

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。
- 月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます※3。

給付要件について

要件1

対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

要件2

2021年の**月間売上**が、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

= 2019年又は2020年の基準月の売上 – 2021年の対象月の売上

中小法人等

上限**20**万円/月

個人事業者等

上限**10**万円/月

対象月

対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

基準月

2019年又は2020年における対象月と同じ月

申請受付期間

4月・5月分：2021年 **6月16日～8月15日**

6月分：2021年 **7月1日～8月31日**

7月分：2021年 **8月1日～9月30日**

8月分：2021年 **9月1日～10月31日**

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」

※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いることから、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※4 **2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けること**です。

2 – 1. 納付対象① ポイント

1 以下の②又は③を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

★給付要件を満たせば、中小法人等（資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下）及び個人事業者等（フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む）の双方とも対象になり得ます。

☞ 業種や地域の具体例は、6～11ページ参照

2 **対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引**※

があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば**給付対象**となり得ます。

※まん延防止等重点措置が実施される都道府県内の措置区域外に所在する飲食店と直接・間接の取引がある事業者も、「対象措置に伴う外出自粛等の影響を受けていること」との給付要件に合致するため、その他の給付要件（売上減、保存書類等）を満たせば給付対象となり得ます。

☞ 対象措置を実施する都道府県等の考え方は、11ページ参照

3 **対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引**があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば**給付対象**となり得ます。

☞ 対象措置を実施する都道府県等の考え方は、11ページ参照

4 月次支援金は、**店舗単位・事業単位でなく**、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、**特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。**

2 – 2. 納付対象② 対象措置の影響 (飲食店の休業・時短営業の影響関係)

対象措置の影響内容

1

対象飲食店※1に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象月に対象措置に伴い休業・営業時間短縮したことにより、対象月に**対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少**したことによる影響

2

対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して反復継続して販売・提供してきたが、①の影響により、対象月における**自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少**したことによる影響

飲食店の休業・時短営業の影響

★具体例はP 6 参照

対象措置実施都道府県内

(休業・時短要請対象の)
対象飲食店



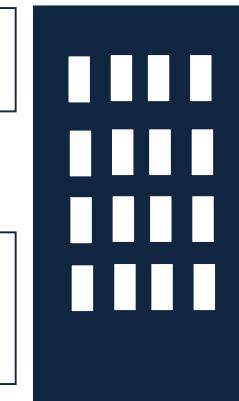
対象措置実施都道府県内・外



① 食品加工・
製造事業者



② 飲食関連の器
具・備品の販売
事業者



③ 流通関連事業者



④ 飲食品の生産者

...



⑤ 飲食関連の器具・
備品の生産者

...

⑥ 上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

※1 地方公共団体から、対象措置に伴う休業又は営業時間短縮の要請を受けて、休業又は営業時間短縮を実施している飲食店

2 – 3. 納付対象③ 対象措置の影響 (外出自粛等の影響関係)

対象措置の影響内容

3

対象措置を実施する都道府県の個人顧客に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出自粛等したこと※¹により、対象月に**同個人顧客との取引からの事業収入が減少**したことによる影響

4

③の影響を受けた事業者（以下「**③関連事業者**」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、**③の影響**により、対象月に**③関連事業者との直接の取引からの事業収入が減少**したこと※²による影響

5

③関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先を経由して反復継続した販売・提供してきたが、**③の影響**により、対象月に**自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少**したこと※²による影響

外出自粛等の影響

★具体例はP 6 参照

対象措置実施都道府県内

対象措置実施都道府県内・外



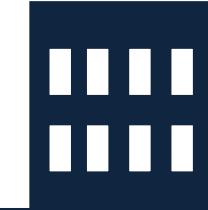
① 外出の目的地までの
移動サービスを
提供する事業者



② 外出の目的地での
商品・サービスを
提供する事業者



③ 外出に伴う宿泊
サービスを提供
する事業者



④ 上記の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

※1 対象措置を実施する都道府県における、地方公共団体からの人流抑制を目的とする施設の使用制限・停止や催物の開催制限・停止、交通事業者の終電線上・減便の要請により、同地域の住民による同施設・同催物への来訪や移動が減少する場合を含む。

※2 対象措置に伴う人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けて応じた事業者（休業又は時短営業の要請を受けて応じた大規模施設のテナントを含む。以下、同じ。）に対して、商品・サービスを直接の取引又は販売・提供先を経由して販売・提供してきたが、対象措置により同事業者が休業・営業時間短縮したことにより、同取引に基づく事業収入が減少した場合も含む。

2 – 4. 納付対象④ 納付対象となり得る事業者の具体例

飲食店

地方公共団体による対象月における対象措置による休業・時短営業の要請
に伴う協力金の支給対象の飲食店（月次支援金の対象外）

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、醸造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

★本事業者に該当しても、地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者は、月次支援金の給付対象外（詳細は次ページ参照）

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者★

旅行関連事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等）等

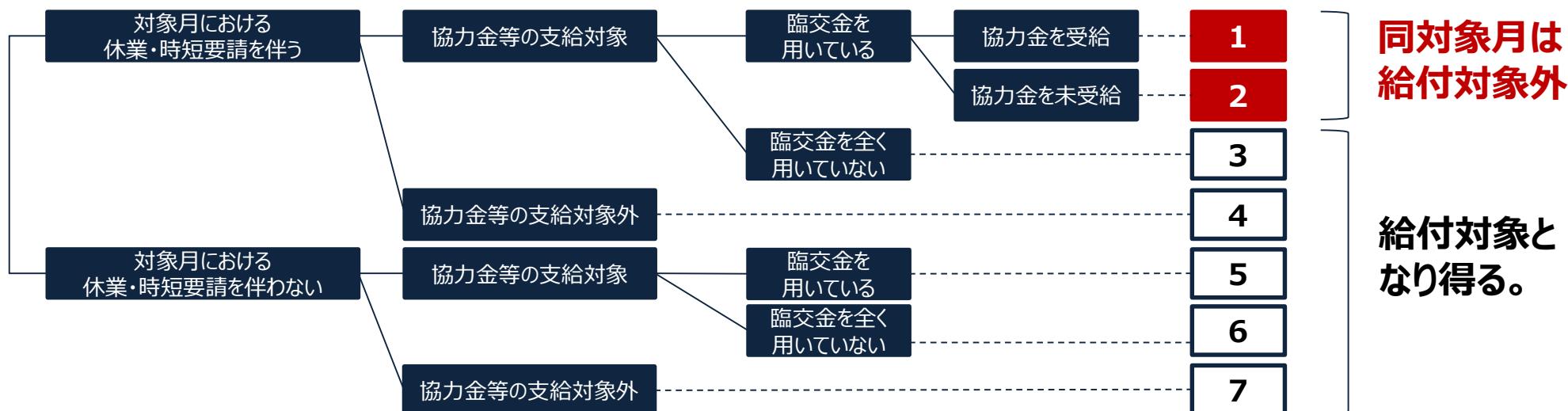
上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る事業者に該当しても、対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、対象措置実施都道府県外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

【参考】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者

- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。）は月次支援金の給付対象外です。自らが当該協力金の支給対象となっているかどうかについては、各地方公共団体のホームページ等をご覧ください。
- 参考までに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨交金」という。）の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧を34ページ以降に公表します。ただし、協力要請推進枠以外であっても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に応じることに伴う協力金の支給対象となっている事業者は月次支援金の給付対象外であることにはご留意ください。



具体例（地方公共団体や時期により措置内容が異なる場合があるため、詳しくは自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。）

緊急事態措置実施地域
又はまん延防止等重点措置
実施地域における協力金
の支給対象

劇場・映画館等、集会場・公会堂（結婚式場、多目的ホール等）、展示場、百貨店等、宿泊施設（ホテル、旅館等）、運動施設等（ボウリング場、ゴルフ練習場等）、博物・美術館等、遊興施設（カラオケ、ライブハウス等）、サービス業を営む店舗（旅行代理店、スーパー・銭湯等）、飲食店・喫茶店等 等

2 – 5. 納付対象⑤ 納付対象外の例

1

対象月の売上が50%以上減少していても、又は、対象措置実施都道府県に所在する事業者でも、
給付要件を満たさなければ給付対象外です。また、事業の継続・立て直しに向けた取組を行っている必要があります。

- ★対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ給付対象です。
例えば、対象措置実施都道府県外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。
- ★公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。

2

地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う

協力金※1の支給対象の事業者※2は給付対象外です。

- ★酒類及びカラオケ設備を提供しておらず、昼間のみに営業を行っているなど、同協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。
- ★一部の店舗・事業において同協力金の支給対象となつていれば、他の店舗・事業を営んでいたとしても、給付対象外です。

※1 都道府県・市区町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金。以下、同じ。

※2 休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。

☞ 同協力金の支給対象の飲食店に関する具体例は、34ページ以降参照

3

ある対象月分の一時支援金又は月次支援金で**無資格受給又は不正受給**を行った者
や**不給付**となった者については、同対象月及びその他対象月において、**月次支援金の申請・受給を行う資格はありません※3**。

※3 申請・受給を行う資格がないため、受給前の申請については不給付となり、受給済の申請については受給額を返還していただきます。また、一時支援金の受給資格も同様にありません。

3 – 1. 保存書類① 飲食店の休業・時短営業の影響関係等

※対象措置実施都道府県等の考え方、保存書類の取扱いについては11ページ参照

申請者所在地	対象措置の影響を受けた飲食店との取引関係	保存書類
X-1 全国	直接取引	<p>➤ 対象措置の影響を受けた飲食店^{※1}又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引^{※2}を示す「帳簿書類及び通帳」。</p> <p>※1 対象飲食店及び対象措置の影響に伴う外出自粓等の影響を受けた飲食店</p> <p>※2 「反復継続した取引」とは、2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となつていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）</p>
X-2 対象措置実施都道府県内		
X-3 対象措置実施都道府県外	間接取引	<p>➤ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記X-1、X-2と同様）</p> <p>➤ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、対象措置の影響を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、同販売・提供先が、①同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者である、又は②同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ^{※3}</p> <p>※3自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が、自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、対象措置実施都道府県の卸売市場等に対して、反復継続して、提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等</p>

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが対象措置の影響を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

3 – 2. 保存書類② 外出自粓等の影響関係

※対象措置実施都道府県等の考え方、保存書類の取扱いについては11ページ参照

申請者所在地	事業	保存書類
Y-1 対象措置実施都道府県内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う <u>B to C事業者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 <p>※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可</p>
Y-2 対象措置実施都道府県外で特に外出自粓等の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う <u>旅行関連事業者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Y-1に求める保存書類 ➢ 加えて、所在市区町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪している市区町村等※²であると分かる統計データ(V-RESAS等) <p>※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可</p>
Y-3 ※ ³ 全国	対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ➢ 加えて、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果（=いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）
Z-1 Z-2 全国	直接、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者 販売・提供先を経由して、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売・提供先がY-1～3であることを示す書類 ➢ 加えて、上記販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ➢ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ➢ 加えて、自らの販売・提供先が、Y-1～3との反復継続した取引を示す書類又は統計データ

★ 協力金の支給対象となる休業・時短営業の要請を受けていない飲食店については、Y-1～3でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証**及び**営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存しても、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。 10

(参考1) 対象措置実施都道府県等の考え方

	4月（確定）	5月（確定）	6月（確定）	7月（7/30現在）	8月（7/30現在）
対象措置実施都道府県内	緊急事態措置実施都道府県 東京都、京都府、大阪府、兵庫県	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県	東京都、沖縄県	東京都、沖縄県
対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域	まん延防止等重点措置実施都道府県 宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県	北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
その他		2016年以降の旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪していることが 2021年1月以前から公開されている統計データにより確認できる市区町村等 ※ V-RESAS等を用いた参考分析方法・結果は41ページ以降を参照。 ※ 当該分析も含めて、2021年1月以前から公開されている他の統計・調査（都道府県単位より狭い範囲を特定可能なもの）を用いて、申請者自らの確認により、申請が可能。	上記以外の地域		

(参考2) 保存書類の取扱いについて

- 申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により7年間保存してください。
- その際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります。

4. 特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）

証拠書類等に関する特例

- ・(個人) 確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能
- ・(法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

2019年・2020年 新規開業特例

- ・2019年又は2020年に開業した中小法人等・個人事業者等
給付額 = 開業年の年間事業収入 ÷ 開業年の設立後月数※¹
 - 2021年対象月の月間事業収入

※¹ 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。

2021年 新規開業特例

- ・2021年1~3月の間に開業した中小法人等・個人事業者等
給付額 = 2021年1~3月の事業収入の合計
÷ 2021年の開業した月から2021年3月までの月数※²
 - 2021年対象月の月間事業収入

※² 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。

合併特例

- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人等
給付額 = 合併前の各法人の2019年又は2020年の基準月の月間事業収入の合計 – 合併後の法人の2021年対象月の月間事業収入

連結納税特例

- ・連結納税を行っている中小法人等
⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

事業承継特例

- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者等
給付額 = 事業を行っていた者の2019年又は2020年の基準月の事業収入 – 事業の承継を受けた者の2021年対象月の月間事業収入

罹災特例

- ・2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等
給付額 = 罹災した年又はその前年の基準月の事業収入 – 2021年対象月の月間事業収入

法人成り特例

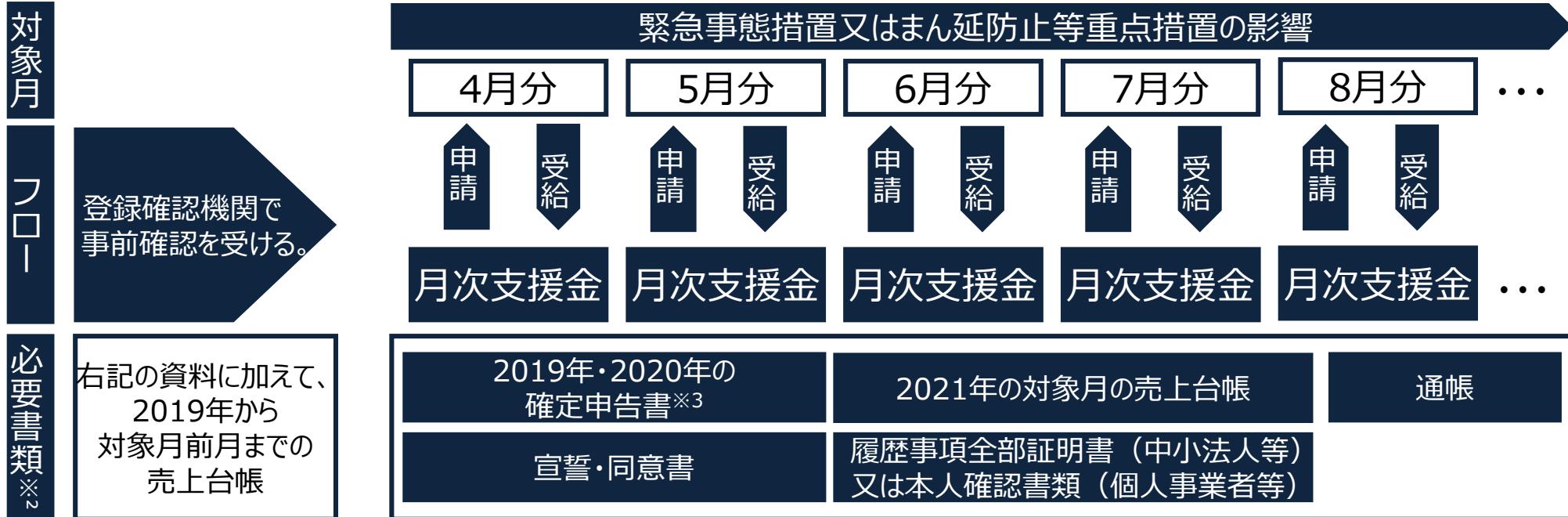
- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者
給付額 = 法人化前の2019年又は2020年の基準月の事業収入 – 法人化後の2021年対象月の月間事業収入

NPO法人・公益法人等特例

- ・特定非営利活動法人及び公益法人等
⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

5 – 1. 手続き① 概要

- はじめて月次支援金を申請する前には、登録確認機関において**事前確認を受けていただきます**※¹。
- その上で、2021年の4月以降で、**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同対象措置の影響を受けて、売上が前年又は前々年比で50%以上減少した月を対象月として選択**して、基本情報を入力の上で、必要書類を添付して、申請します。
- なお、同対象措置が複数月に及ぶ場合や新たに同対象措置が実施されて対象月が増えた場合などは、それぞれの月において、**売上が50%以上減少し、必要な給付要件を満たせば、申請を行うことができます**※¹（ただし、**1つの対象月につき、申請・受給は1回のみ**）。

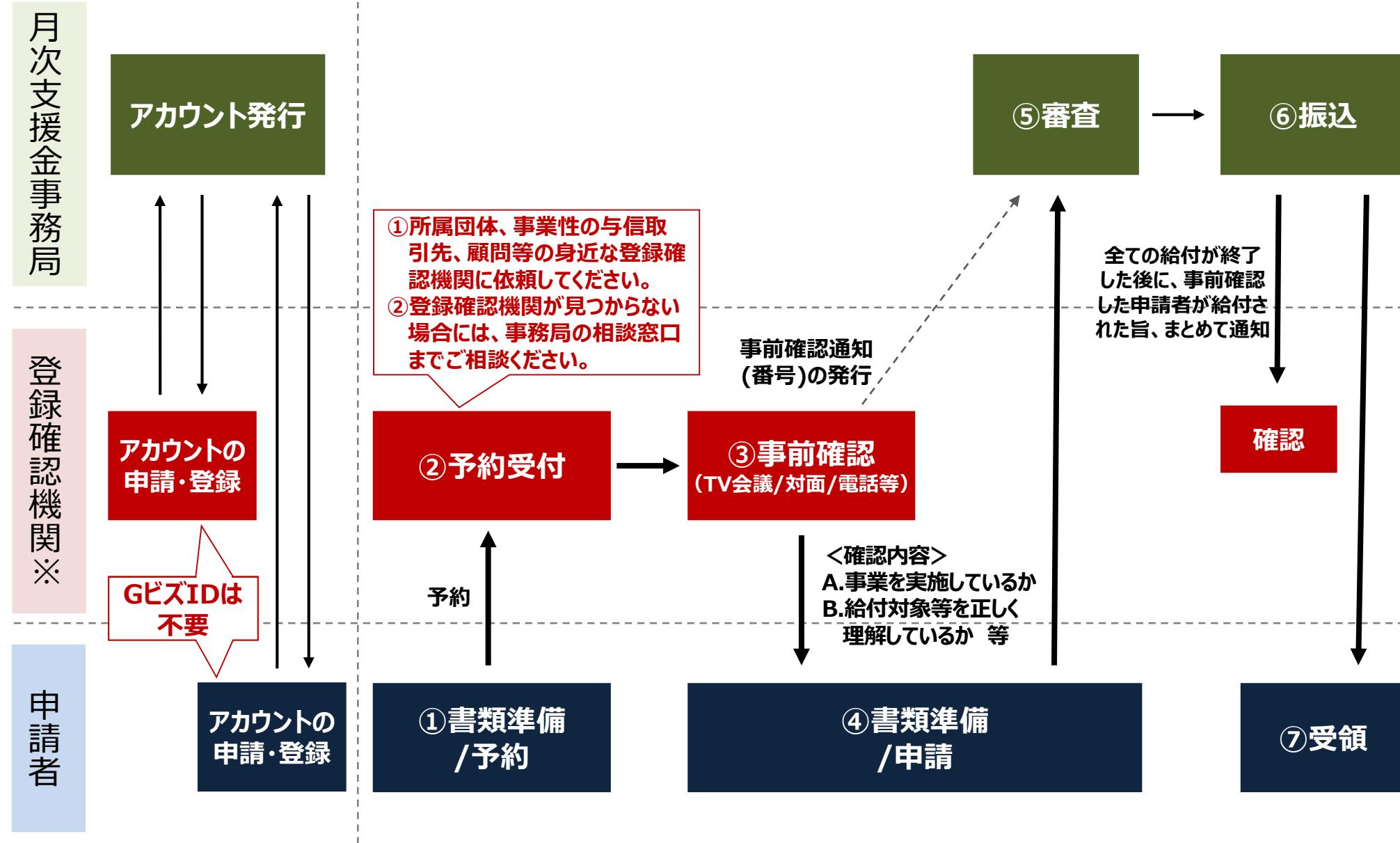


※1 申請者の利便性を高めるため、2回目以降の申請については、事前確認や提出資料の簡略化を図ります（詳細は15～23ページ）。

※2 必要書類の他に、基本情報（事業者名、連絡先、取引先情報等）をオンラインで入力して提出いただくとともに、対象措置の影響を証明する証拠書類の保存が必要になります。

※3 月次支援金では、2019年及び2020年の対象月同月を含む確定申告書の提出が必要になります。

5 – 2. 手続き② フロー(給付要件を満たす場合の初申請時の手続き)



【参考】事前確認及び提出書類の簡略化

		一時支援金の受給者の 月次支援金の申請回数		一時支援金の未受給者の 月次支援金の申請回数	
		1回目の申請	2回目以降の申請	1回目の申請	2回目以降の申請
提出書類	事前確認	-	-	事前確認	-
	2019年・2020年の確定申告書	-	-	提出	-
	2021年の対象月の売上台帳	提出	提出	提出	提出
	通帳	-	-	提出	-
	宣誓・同意書	提出	-※	提出	-※
	履歴事項全部証明書（中小法人等） 本人確認書類（個人事業者等）	-	-	提出	-

※月次支援金の申請に当たっては、宣誓・同意書は必ず1度は提出していただきます。2回目以降の申請については、宣誓・同意書を改めて提出いただく必要はありませんが、オンライン上で宣誓・同意事項の確認をさせていただきます。

＜注意事項＞

- 提出書類の他に、基本情報（事業者名、連絡先、取引先情報等）をオンラインで入力して提出いただくとともに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を証明する証拠書類の保存が必要になります。
- 上記表において事前確認・提出書類を簡略化できる場合であっても、「申請区分や一部の特例を変更する場合」には改めての事前確認が、「既存の提出書類に修正・追加の必要がある場合」には改めての修正書類・追加書類の提出が必要になります。
- 一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合には、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はありません。

5 – 3. 手続き③ ポイント

事前確認

- 1 申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。
☞ 事前確認スキームは、19ページ参照
- 2 事前確認については、電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができる、所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関での事前確認をお勧めします。登録確認機関が見つからない場合は、事務局の相談窓口までご相談ください。
★事務局においても、特に登録確認機関を見つけることが困難な地域等の申請希望者の方を主たる対象として事前確認を行う登録確認機関を設置いたします。
☞ 事前確認スキームは、19ページ参照
- 3 一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合、新たな月次支援金の申請を行う際は、基本的には改めて事前確認を行う必要はありません。

5 – 4. 手続き④ ポイント

4

2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書※1が必要です。

※1 中小法人等については、合理的な事由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能です。また、個人事業者等については、確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控えで代替可能です。

☞ 申請に必要な書類は、24～25ページ参照

5

はじめて月次支援金の申請を行う場合は、全ての提出書類を提出する必要がありますが、2回目以降の申請における提出書類は、基本的には、対象月の売上台帳等となります。なお、**一時支援金の受給に際して提出いただいた書類も、改めて提出いただく必要はありません**。ただし、既存の**提出書類に修正・追加の必要がある場合には、修正後・追加の書類を提出**していただきます。

6

提出書類の他に対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の**影響を受けたことを示す証拠書類等の保存**（7年間）が必要ですが、同保存書類は、**申請時の提出は不要**です※2。

※2 申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。

☞ 保存書類の具体例は、9～10ページ参照

5 – 5. 手続き⑤ ポイント

7 **オンラインで簡単に申請**することができます。また、オンラインでの申請が困難な方に
おかれでは、事務局で設置する**申請サポート会場をご利用**ください。

8 申請期間は、
4月・5月分は2021年 **6月16日～8月15日**、
6月分は2021年 **7月1日～8月31日**、
7月分は2021年 **8月1日～9月30日**、
8月分は2021年 **9月1日～10月31日**です。

★原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

☞ スケジュールは、31ページ参照

9 **申請内容に不備**がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、**審査に時間要する**ので、申請前に、事務局のWEBサイトを参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

★給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

10 **不正受給**が判明した場合には、給付金の全額に、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の**返還を請求**します。
★氏名等の公表や刑事告発する場合もあります。

6 – 1. 事前確認スキーム① 概要

- 不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

1

・アカウントの申請・登録（申請ID発番）

・事前確認に必要な書類の準備

2

・事務局のWEBサイトから身近な登録確認機関を検索

・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

3

・事前確認の実施

⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

4

・事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。

(参考) 月次支援金の登録確認機関

- 事前確認を行う登録確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者等から募集しております。
- 事前確認を行う機関としての登録を認めた機関（登録確認機関）については、事務局のWEBサイトで順次公表します。

※また、事務局においても、特に登録確認機関を見つけることが困難な地域等の申請希望者の方を主たる対象として事前確認を行う登録確認機関を設置いたします。

(1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- 商工会/商工会連合会
- 農業協同組合/農業協同組合連合会
- 預金取扱金融機関
- 商工会議所
- 漁業協同組合/漁業協同組合連合会
- 中小企業団体中央会

(3) 上記を除く機関又は資格を有する者等

- 税理士
- 公認会計士
- 行政書士
- 税理士法人
- 監査法人
- 行政書士法人
- 中小企業診断士
- 青色申告会連合会/青色申告会

6 – 2. 事前確認スキーム② 事前確認の書類準備等

1

- ・**アカウントの申請・登録**（申請ID発番）
- ・事前確認に**必要な書類の準備**

申請者アカウントの発行

- 事務局のWEBサイトから、作成してください（**「申請ID」を自動発番**）。

事前確認用の書類準備

事前確認では、下記の資料が必要ですが、**登録確認機関の会員、事業性の有無、信取引先、顧問先等の場合は、①～④は省略することができます。その場合は、⑤のみをお手元にご準備ください。**

① **本人確認書類※1／履歴事項全部証明書**（中小法人等のみ）

★ 法人の代表取締役から委任された者が事前確認を受ける場合には、**履歴事項全部証明書**に加えて、**委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）**及び**委任状に記載された受任者の本人確認書類**もご準備ください。

② **収受日付印の付いた2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書の控え※2,3**

③ **2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類**（売上台帳、請求書、領収書等）※4

④ 2019年1月以降の事業の取引を記録している**通帳**

⑤ 代表者又は個人事業者等本人が自署した**「宣誓・同意書」**（事務局のWEBサイトからダウンロード）

※1 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート

※2 e-Taxの場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控え

※3 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

※4 書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書類でも可

6 – 3. 事前確認スキーム③ 事前確認の依頼・事前予約

- 2
- ・事務局のWEBサイトから身近な登録確認機関を検索
 - ・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

登録確認機関の検索

- 事務局のWEBサイトに掲載の「登録確認機関一覧」から事前確認を依頼する身近な登録確認機関を検索してください。
 - ★原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の土業がいる方は当該土業」に、事前確認を依頼してください。
 - ★登録確認機関の会員等の場合、書類の有無の確認を省略可能かつ電話での確認も可能です。
- 事前確認を行っていただけたる登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談いただきか、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関をお調べください。

事前予約

- 登録確認機関に、事前予約の連絡を行い、日程や方法（TV会議/対面/電話）について、調整してください。
 - ★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

6 – 4. 事前確認スキーム④ 事前確認の実施

3

・事前確認の実施

⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

事前確認の主な内容

登録確認機関は、下記の内容について、事前確認を実施します。

① 「申請ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名（法人の場合）」、「氏名及び生年月日（個人事業者等の場合）」の確認

② 本人確認

③ 「確定申告書の控え」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認

④ 「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック※¹

※¹ 登録確認機関が任意に選択した複数年月における取引の確認

⑤ ③及び④が存在しない場合、その理由について確認

⑥ 宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認

⑦ 登録確認機関が事前確認通知番号※²を発行（発行後、申請者はマイページより申請可能に）

※² 事前確認通知番号は申請者が申請に用いることはありません。

**登録確認機関の会員、顧問先、事業性の与信取引先等の場合、
②～⑤は省略可能**



4

・申請者のマイページにて、必要事項の
入力等を行い、**事務局に申請**

7 – 1. 申請① 概要

- 事前確認を受け終えた後に、事務局のWEBサイトから申請してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。なお、PC及びスマートフォンから申請することができます。
- オンラインでの申請が困難な方におかれでは、事務局が設置する申請のサポートを行う申請サポート会場をご利用いただけます。

0

- ・事前確認の実施（⇒19～23ページ参照）

1

- ・申請に関わる基本情報を記載の上で、必要書類を添付

▶主な基本情報

法人名/屋号、住所、氏名、連絡先、2019年1月から2021年申請前月までの毎月の法定帳簿に対応した月間事業収入※1等

※1 2019年1月から2021年3月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の月間事業収入の入力は任意です。

白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合、又は特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入の入力は任意です。

▶添付が必要な書類（⇒25ページ参照）

2

- ・申請ボタンを押下

9～10ページのX又はZの場合は、申請の際に、これらに該当することを示す、反復継続して取引している「対象措置の影響を受けた飲食店」、「間接取引先」又は「販売・提供先」の名称等（法人番号/屋号等、所在地、電話番号含む）を記入していただきます。

7 – 2. 申請② 必要書類

① 確定申告書

: 収受日付印の付いた確定申告書の控え※^{1, 2, 3, 4, 5}

※¹ e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字又は受信通知メールの添付があること。

※² 2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書の控え

※³ 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え

※⁴ 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請する場合は、
基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと（又は0円）。

※⁵ 適正に確定申告を行うこと。

② 売上台帳

: 2021年の対象月の月間事業収入がわかる売上台帳

③ 宣誓・同意書

: 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書

④ 本人確認書類※⁶

※⁶ 個人事業者等の場合のみ

: 以下のいずれかの書類（ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ申請を行う日に有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る）

運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）

写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、
住民票及び各種健康保険証

⑤ 履歴事項全部証明書※⁷

: 提出時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書

※⁷ 中小法人等の場合のみ

⑥ 通帳

: 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人
が確認可能な書類

⑦ その他事務局が必要と認める書類

: 事務局から上記の他に書類の提出を依頼する場合があります。

★ 特例を用いる場合など、必要書類が追加になる場合もあります。

7 – 3. 申請③ 給付額の計算方法 (中小法人等の通常申請の場合)

【対象月が2021年4月である場合】

- 対象月（2021年4月）の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）の基準月（4月）の月間事業収入と比べて、50%以上減少しているかを確認**
例：2019年4月 50万円 ⇒ 2021年4月 20万円 ($\leq 50\text{万円} \times 50\% = 25\text{万円}$)
- 給付額は、法人事業概況説明書に記載の月別売上高や2021年の対象月の売上台帳をもとに計算

<3月決算の場合> (必要提出書類：[2019年度・2020年度](#)の確定申告書、2021年4月の売上台帳)

	2019年			2020年			
2019年度	4月 50	5月	…	12月	1月	2月	3月
2020年							
2020年度	4月 30	5月 30	…	12月 30	1月 30	2月 30	3月 30
2021年							
2021年度	4月 20	5月 30	…	12月	1月	2月	3月
		–	–	–	–	–	–

【単位：万円】

S : 給付額（上限20万円）	20 (T≥20)
T : 計算額 (=A-B)	30 (50-20)
A : 基準年の基準月の事業収入	50
B : 対象月の月間事業収入	20
基準年の基準月	2019年4月
対象月	2021年4月

<4月決算の場合> (必要提出書類：[2018年度・2019年度](#)の確定申告書、2021年4月の売上台帳)

	2018年			2019年			
2018年度	5月 30	…	12月	1月	2月	3月	4月
2019年							
2019年度	5月 40	…	12月 40	1月 30	2月 30	3月 30	4月 25
2020年							
2020年度	5月 30	…	12月 30	1月 20	2月 20	3月 20	4月 10
2021年							
2021年度	5月 20	…	12月 –	1月 –	2月 –	3月 –	4月 –

S : 給付額（上限20万円）	15 (T≤20)
T : 計算額 (=A-B)	15 (25-10)
A : 基準年の基準月の事業収入	25
B : 対象月の月間事業収入	10
基準年の基準月	2020年4月
対象月	2021年4月

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（対象措置とは関係なく、）単に営業日数が少ないとにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

7-4. 申請④ 給付額の計算方法 (個人事業者等の通常申請の場合)

【対象月が2021年4月である場合】

〈青色申告の場合〉

- 対象月（2021年4月）の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）の基準月（4月）の月間事業収入と比べて、50%以上減少しているかを確認**
- 例：2020年4月 50万円 ⇒ 2021年4月 20万円 ($\leq 50\text{万円} \times 50\% = 25\text{万円}$)
- 給付額は、所得税青色申告決算書に記載の月別売上金額や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算

〔単位：万円〕

2019年	1月	…	4月	5月	…	12月
	40		30	40		40
2020年	1月	…	4月	5月	…	12月
	50		50	40		40
2021年	1月	…	4月	5月	…	12月
	40		20	20		-

S : 給付額（上限10万円）	10 (T≥10)
T : 計算額 (=A-B)	30 (=50-20)
A : 基準年の基準月の事業収入	50
B : 対象月の月間事業収入	20
基準年の基準月	2020年4月
対象月	2021年4月

〈白色申告の場合など※確定申告書において月間事業収入が確認できない場合〉

- 確定申告書に記載の基準年（2019年又は2020年）の**年間事業収入÷12**と比較して、**対象月（2021年4月）の月間事業収入が50%以上減少**しているかを確認
- 例：2020年の年間事業収入 $360\text{万円} \div 12 = 30\text{万円}$ ⇒ 2021年4月 15万円 ($\leq 30\text{万円} \times 50\% = 15\text{万円}$)
- 給付額は、確定申告書や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算

2019年	1月	…	4月	5月	…	12月	合計
	20		20	20		20	240
2020年	1月	…	4月	5月	…	12月	合計
	30		30	30		30	360
2021年	1月	…	4月	5月	…	12月	合計
	30		15	20		-	-

S : 給付額（上限10万円）	10 (T≥10)
T : 計算額 (=A-B)	15 (=30-15)
A : 基準年の年間事業収入÷12	30 (=360÷12)
B : 対象月の月間事業収入	15
基準年の基準月	2020年4月
対象月	2021年4月

※ 青色申告を行っている者であって、所得税青色申告決算書を提出しない者を含みます。

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（対象措置とは関係なく、）単に営業日数が少ないとにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

7 – 5. 申請⑤ 給付額の計算方法 (新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等の扱い)

- 給付額の計算や対象月の該当性判断に当たっては、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額を用います。
- 控除すべき給付金等の例としては、持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金などが挙げられます。

新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金、助成金、協力金等は、給付額を算定する事業収入から除外する。

新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等

月間事業収入

給付額

- ★中小法人等：上限20万円/月
- ★個人事業者等：上限10万円/月
- ★事業収入が50%以上減少が要件

新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等

月間事業収入

(2019年又は) 2020年基準月

2021年対象月

7 – 6. 申請⑥ 宣誓・同意書

- 申請に当たっては、別途定める様式に基づいて、今後申請する全ての月次支援金について、以下の宣誓事項に宣誓するとともに、同意事項に同意した上で、中小法人等の代表者又は個人事業者等の本人が自署した宣誓・同意書を提出していただきます。また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、直ちに全ての月次支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

宣誓事項

1 給付要件を満たしていること※¹

2 申請内容に虚偽がないこと

3 暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること

4 事業の継続・立て直しのための取組を継続的に行うこと

※¹ 例えば、以下のように、月次支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により、対象月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば、給付要件を満たさない。

- ①対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合
- ②売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整を行っている場合
- ③（「営業活動を実施していない」や「法人成り・事業承継の直後」等の理由により）単に対象月の営業日数が少ない場合
- ④対象月より前に実施された対象措置の影響を受けて対象月の事業収入が減少している場合

同意事項

5 所定の確定申告書、帳簿書類、対象措置の影響を証明する書類を電磁的記録等により7年間保存すること

6 審査に関する調査で求められた書類等を速やかに提出すること

7 事務局等が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること

8 地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金を受給している場合など給付要件を満たしていないことが判明した場合や、不正受給等が発覚した場合には、速やかに全ての月次支援金を返還すること

9 全ての月次支援金、一時支援金及びその他の給付金の申請内容等の情報については、全ての給付金の審査・調査に用いる場合があることや、本事業に関連する事務のために第三者に提供及び第三者から取得する場合があること

10 給付規程に従うこと

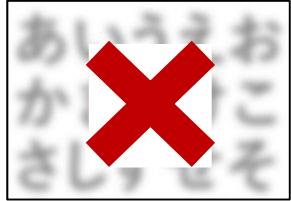
7-7. 申請⑦ 注意事項

- 申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼することとなり、審査に時間要するため、申請前に、事務局のWEBサイトを参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

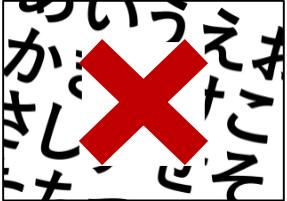
添付書類全般に係る不備



パスワードが
設定されている



ぼやけている



見切れている

確定申告書等に係る不備

- 指定の確定申告書と異なる（年度が古い、消費税の確定申告書等）
- 申請画面で入力した売上高が確定申告書等の売上高と異なる
- 収受日付印がない／e-Taxの受信通知（メール詳細）がない 等

○ 収受事实を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、
申告書提出時に請求して下さい。内容を証明するものではありません。
※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

【参考】正しい収受日付印の例

【参考】正しいe-Taxの受信通知(メール詳細)の例

売上台帳に係る不備

- 申請画面で入力した内容と、売上台帳の内容が異なる（売上高、対象年月が一致していない等）
- 売上台帳ではない書類が添付されている（勤務日報、通帳の入金記録、請求書等）

【売上台帳のイメージ】

フォーマットの指定はないため、経理ソフト等の抽出データ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などを添付。

対象月(売上月)は
記載されているか

売上台帳

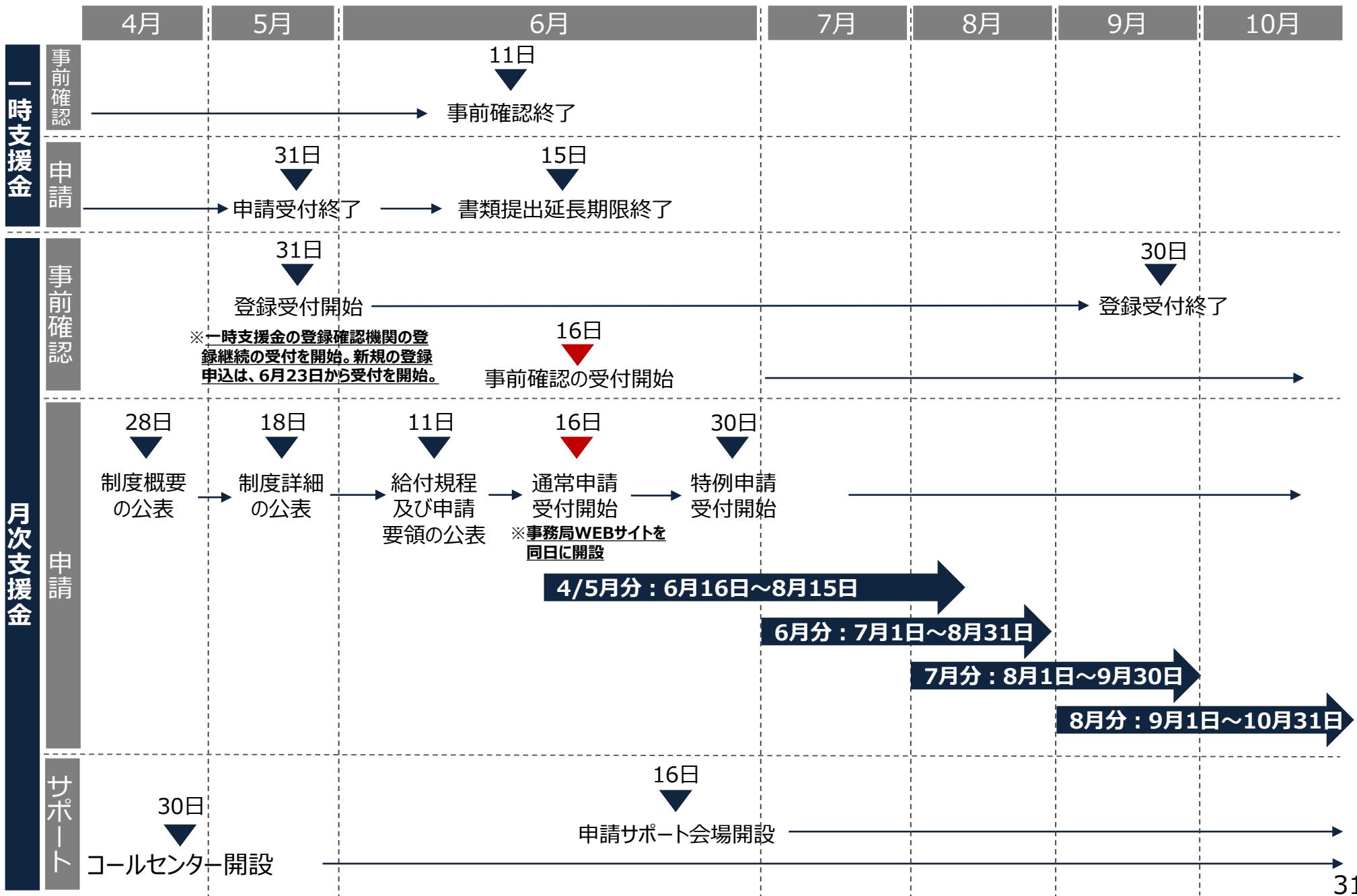
2021年4月分

会社名：株式会社月次支援金

日付	内容	金額
4/10	出張ケータリング	20,000
4/20	●● 500個	10,000
4/30	△△△ 3ケース	35,500
合計金額		65,500

対象月の売上総額は記載されているか。

8. スケジュール（予定）



9. お問い合わせ先

事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL : 0120-**211**-240
- IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

- TEL : 0120-**886**-140
- IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-4335-7475 (通話料がかかります)

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

参 考

【参考1】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象について (2021年4月分)

(1) 以下の都府県では、全ての市区町村において、「飲食店」又は「大規模施設及び施設内のテナント」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

都府県

【飲食店】宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、愛媛県、沖縄県
【大規模施設及び施設内のテナント】東京都、大阪府、京都府、兵庫県

(2) 以下の道県では、下記に記載の一部の市区町村において、「飲食店」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

北海道	青森県	山形県	茨城県	新潟県	長野県
札幌市	青森市（本町1～5丁目、橋本1丁目）	山形市、寒河江市	水戸市、古河市、かすみがうら市、大洗町、城里町、阿見町	新潟市	長野市（一部地域）、諏訪市、茅野市、原村
岐阜県	和歌山県	福岡県	長崎県	宮崎県	
岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市	和歌山市	福岡市、久留米市	長崎市	日向市	

上記は、2021年4月に、臨交金の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧です。上記以外の市区町村に所在していても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業を要請された大規模施設内のテナントを含む）は月次支援金の給付対象外です。また、地方公共団体毎に休業・時短要請の対象となる事業者や実際の実施状況が異なる場合があります。月次支援金の申請前に、自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

【参考1】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象について (2021年5月の飲食店分)

(1) 以下の都道府県では、全ての市区町村において、「飲食店」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。（同協力金の支給対象の事業者は給付対象外）

都道府県

北海道、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、愛媛県、岡山県、広島県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、沖縄県

(2) 以下の県では、下記に記載の一部の市区町村において、「飲食店」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。（同協力金の支給対象の事業者は給付対象外）

青森県	茨城県	新潟県	長野県	静岡県
青森市（本町1～5丁目、橋本1丁目）	水戸市、古河市、かすみがうら市、土浦市、石岡市、下妻市、常総市、潮来市、守谷市、筑西市、結城市、龍ヶ崎市、つくば市、常陸太田市、取手市、笠間市、牛久市、鉾田市、小美玉市、北茨城市、大洗町、城里町、阿見町、茨城町、五霞町、八千代町、利根町、境町、東海村	新潟市、長岡市	伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村	湖西市

奈良県	和歌山県	高知県	長崎県	宮崎県	鹿児島県
奈良市、橿原市、生駒市、大和郡山市、天理市、大和高田市、香芝市、王寺町、広陵町	和歌山市	高知市、四万十市	長崎市	宮崎市、都城市、三股町	鹿児島市、霧島市、出水市、奄美市、和泊町、知名町

上記は、2021年5月に、臨交金の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧です。上記以外の市区町村に所在していても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業・時短営業を要請された大規模施設内のテナントを含む）は月次支援金の給付対象外です。また、地方公共団体毎に休業・時短要請の対象となる事業者や実際の実施状況が異なる場合があります。月次支援金の申請前に、自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

【参考1】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象について (2021年5月の大規模施設及び施設内のテナント分)

(1) 以下の都府県では、全ての市区町村において、「大規模施設及び施設内のテナント」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

都府県

東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、岡山県、広島県、沖縄県

(2) 以下の道県では、下記に記載の一部の市区町村において、「大規模施設及び施設内のテナント」に対して、休業・時短営業要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

北海道

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、
北広島市、石狩市、小樽市、旭川市、
当別町、新篠津村

群馬県

前橋市、高崎市、伊勢崎市、
太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、
富岡市、安中市、玉村町

埼玉県

さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、
越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、
新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

千葉県

市川市、船橋市、松戸市、柏市、
浦安市、千葉市、野田市、習志野市、
流山市、八千代市、我孫子市、
鎌ヶ谷市

神奈川県

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、
厚木市、大和市、海老名市、座間市、
綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、
逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、
寒川町

石川県

金沢市

岐阜県

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、
羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、
可児市、瑞穂市、本巣市、高山市、瑞浪市、
恵那市、山県市、下呂市、岐南町、笠松町、
養老町、北方町、御嵩町

三重県

桑名市、いなべ市、四日市市、
鈴鹿市、亀山市、伊賀市、
名張市、木曽岬町、東員町、
菰野町、朝日町、川越町

愛媛県

松山市

熊本県

熊本市

上記は、2021年5月に、臨交金の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧です。上記以外の市区町村に所在していても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業・時短営業を要請された大規模施設内のテナントを含む）は月次支援金の給付対象外です。また、地方公共団体毎に休業・時短要請の対象となる事業者や実際の実施状況が異なる場合があります。月次支援金の申請前に、自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

【参考1】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象について (2021年6月の飲食店分)

(1) 以下の都道府県では、全ての市区町村において、「飲食店」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。（同協力金の支給対象の事業者は給付対象外）

都道府県

北海道、群馬県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、三重県、岡山県、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、佐賀県、大分県、沖縄県

(2) 以下の県では、下記に記載の一部の市区町村において、「飲食店」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。（同協力金の支給対象の事業者は給付対象外）

宮城県

仙台市青葉区

福島県

会津若松市

長野県

伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村

茨城県

土浦市、下妻市、笠間氏、牛久市、筑西市、かすみがうら市、鉢田市、小美玉市、東海村、阿見町、常陸太田市、大洗町、八千代町、利根町、龍ケ崎市、常総市、北茨城市、坂東市、桜川市、神栖市、美浦村

静岡県

湖西市

奈良県

天理市、生駒市

高知県

高知市、四万十市

宮崎県

都城市、三股町

鹿児島県

鹿児島市、霧島氏市、出水市

長崎県

長崎市

上記は、2021年6月に、臨交金の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧です。上記以外の市区町村に所在していても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業・時短営業を要請された大規模施設内のテナントを含む）は月次支援金の給付対象外です。また、地方公共団体毎に休業・時短要請の対象となる事業者や実際の実施状況が異なる場合があります。月次支援金の申請前に、自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

【参考1】地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象について (2021年6月の大規模施設及び施設内のテナント分)

- (1) 以下の都府県では、全ての市区町村において、「大規模施設及び施設内のテナント」に対して、休業・時短営業の要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

都府県

東京都、大阪府、兵庫県、愛知県、京都府、福岡県、岡山県、広島県、沖縄県

- (2) 以下の道県では、下記に記載の一部の市区町村において、「大規模施設及び施設内のテナント」に対して、休業・時短営業要請を伴う臨交金の協力要請推進枠を用いた協力金を支給することが想定されております。
(同協力金の支給対象の事業者は給付対象外)

北海道

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、
北広島市、石狩市、当別町、新篠津
村、小樽市、旭川市

神奈川県

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座
間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢
原市、葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市

群馬県

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼
田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、
玉村町

石川県

金沢市

岐阜県

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂
市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩
町、八百津町

三重県

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員
町、四日市市、菰野町、朝日町、川
越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名
張市

兵庫県

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
宝塚市、川西市、三田市、明石市、猪名川
町、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町、
姫路市

熊本県

熊本市

上記は、2021年6月に、臨交金の協力要請推進枠を活用する協力金を措置することが想定されている地方公共団体の一覧です。上記以外の市区町村に所在していても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業・時短営業を要請された大規模施設内のテナントを含む）は月次支援金の給付対象外です。また、地方公共団体毎に休業・時短要請の対象となる事業者や実際の実施状況が異なる場合があります。月次支援金の申請前に、自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

【参考2】保存書類の代表例①

9~10ページ X、Y、Z 関連

- 2019年対象月同月及び2020年対象月同月において、「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を示す「帳簿書類及び通帳」の代表例は以下のとおりであり、その全ての書類の保存が必要になります。

帳簿書類※

- 収入金額や経費を記載した帳簿等
- 請求書、領収書等

収入金額：20●●年 ●月				
取引日付	販売商品	販売先	取引数量	取引金額
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
...				
合計				

経費：20●●年 ●月				
取引日付	仕入商品等	仕入先	取引数量	取引金額
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
...				
合計				●●円

日付、商品名、取引先、取引金額等の基本的な情報を記載

反復継続した取引

ご請求書

株式会社●御中

発行日：20●●年●月●日
法人等名：株式会社●
担当氏名：●●●
住所：●県●市●丁目
連絡先：×××-×××-×××

20●●年●月分 ご請求金額 ●●円
No. 商品名 数量 単価 合計
1 ●● ●個 ●円 ●円
2 ●● ●個 ●円 ●円

20●●年●月分 ご請求金額 ●●円
No. 商品名 数量 単価 合計
1 ●● ●個 ●円 ●円
2 ●● ●個 ●円 ●円

取引の裏付けとなる証憑

●●商店

【領収書】
●月●日

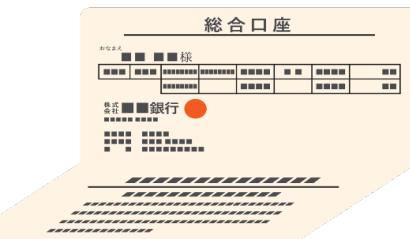
●●● ●●円
●●● ●●円

合計 ●●円
(うち消費税 ●●円)

お預り ●●円
お釣り ●●円

通帳

- 帳簿書類に記載の取引に関する入出金記録が記帳された通帳



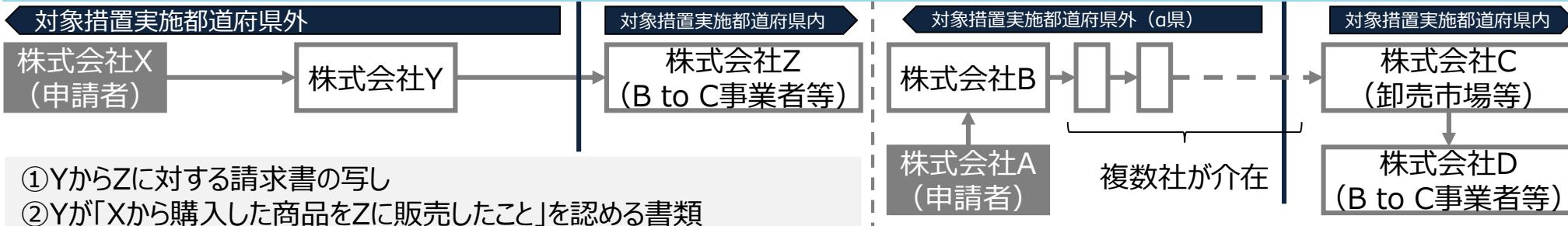
取引内容の一致
(日付/取引先/取引金額)

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
●/●	振込	●●ショウテン	●●円	●●円
●/●	振込	●●ショウテン	●●円	●●円
...	

*青色申告者・白色申告者ともに、税法に基づいて、帳簿書類を一定期間保存する必要があります。

【参考2】保存書類の代表例②

- 2019年対象月同月及び2020年対象月同月において、自らが販売・提供する商品・サービスが、他社を経由して、「対象措置の影響を受けた飲食店」又は「対象措置実施都道府県の個人顧客」に反復継続して届いていることを示す書類・統計データの代表例は以下のとおりであり、この場合は、①～③のいずれかを保存する必要がある。



<p>① <書式例></p> <p>ご請求書 対象措置実施都道府県のB to C事業者（別途、株式会社Zの所在地の分かるHP等の資料を保存）</p> <p>株式会社Z御中</p> <p>発行日：20●●年●月●日 法人等名：株式会社Y 担当氏名：●● ●● 住所：●県●市●丁目 連絡先：×××-×</p> <p>反復継続した取引</p> <p>20●●年●月分 ご請求金額 ●●円 No. 商品名 数量 単価 合計 1 ●● ●個 ●円 ●円 2 ●● ●個 ●円 ●円</p> <p>商品名</p> <p>20●●年●月分 ご請求金額 ●●円 No. 商品名 数量 単価 合計 1 ●● ●個 ●円 ●円 2 ●● ●個 ●円 ●円</p>	<p>② <書式例></p> <p>株式会社X御中</p> <p>署名日：2021年●月●日 法人等名：株式会社Y 担当署名：支援 順一 住所：●県●市●丁目 連絡先：×××-×××-×××</p> <p>反復継続した取引</p> <p>御社が弊社に販売した下記商品は、2019年●月及び2020年●月のそれぞれの期間に複数回にわたり、弊社から対象措置実施都道府県内の以下販売先事業者に販売いたしました。</p> <p>・主な取扱商品名（●●、●●） ・販売先事業者（含む所在地） ■ B to C事業者（●県の株式会社Z） □ 卸売市場（対象措置実施都道府県のB to C事業者） □ 流通事業者（対象措置実施都道府県のB to C事業者）</p>
---	--

③Aが生産している商品の品目について、a県から対象措置実施都道府県内の卸売市場等に反復継続して販売されていることを示す統計データ（下記のケースでは、北海道で「なましいたけ」を生産している農業者は給付対象となり得る。）

③ **果/豊洲市場/産地別取扱実績(なましいたけ)** 品目

産地	合計	平成31年1月			平成31年2月			平成31年3月		
		数量	金額	平均価格	数量	金額	平均価格	数量	金額	平均価格
対象措置実施都道府県の卸売市場	187,495 637,950 1,193	68,601 83,921,309 1,223	57,472 69,920,348 1,217	61,422 69,796,293 1,136						
北海道	20,311 14,600,888 719	9,702 5,122,442 528	3,925 877,631 999	6,684 5,600,815 838						
合計	177,980 207,327,301 1,165	62,057 78,598,567 1,267	57,745 66,582,057 1,153	58,178 62,146,677 1,068						
北海道	15,813 15,941,201 1,008	6,108 6,769,948 1,108	5,639 5,314,854 943	4,066 3,856,399 948						

*東京都中央卸売市場の市場統計情報を参照

- 2019年対象月同月及び2020年対象月同月において、対象措置実施都道府県内で、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を継続的に行っていることが分かる「商品・サービスの一覧表」「店舗写真」及び「賃貸借契約書又は登記簿」の代表例は以下のとおりであり、その全てを保存する必要がある。

商品・サービスの一覧表

- 商品又はサービスを記載したメニュー表等（ホームページに掲載している内容の写しも可）

～メニュー～

1. 人気メニュー

- | | |
|------------|-----|
| (1) ●●メニュー | ●●円 |
| (2) ●●メニュー | ●●円 |

2. コース

- | | |
|-----------|-----|
| (1) ●●コース | ●●円 |
| (2) ●●コース | ●●円 |

3. 特別メニュー

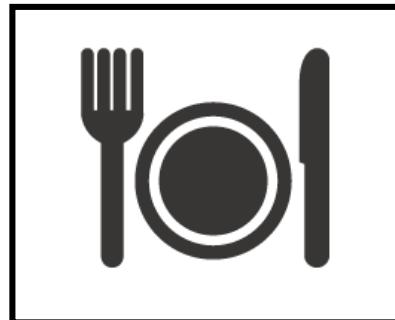
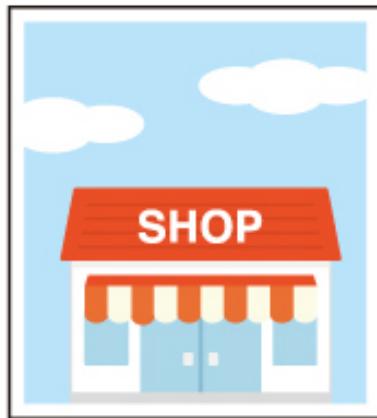
- | | |
|-------------|-----|
| (1) スペシャル●● | ●●円 |
| (2) スペシャル●● | ●●円 |



●●店

店舗写真

- 店舗の外観や内観等の写真（ホームページに掲載している写真の写しも可）



賃貸借契約書・登記簿

- 店舗の賃貸借契約又は登記簿

賃貸借契約書

20●●年●月●日

貸主A（以下「甲」という）及び借主B（以下「乙」という）は、下記の物件について、賃貸借契約を締結いたしました。

貸主（甲）A印
借主（乙）B印

（1）物件情報

- ・名称：●●
- ・住所：●●

（2）賃貸期間

・20●●年●月～20●●年●月

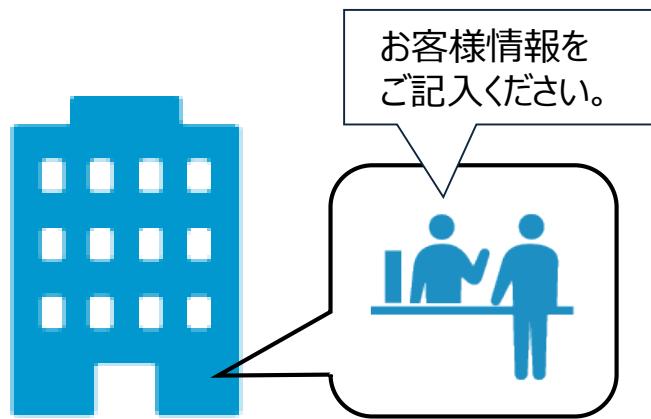
（3）月間賃料等

- ・賃料：●●円
- ・共益費：●●円
- ・管理費：●●円

- 対象措置実施都道府県の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、「顧客データ・顧客台帳」又は「自ら実施した顧客調査の結果」(=いざれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。) の代表例は以下のとおりであり、この場合は①又は②のいざれかを保存する必要がある。

顧客データ・台帳

- 個人顧客の居住地や取引内容が分かる顧客データ・顧客台帳
(2019年から申請日までの任意の1週間において、対象措置実施都道府県の個人顧客と毎日複数回の取引を行っている必要)



年月日	ご利用サービス	お客様名	住所
●/●/● (●)	●●	● ● ●	東京都●区■
●/●/● (●)	●●	● ● ●	神奈川県△市□町
...

継続した取引

お客様の居住地（都道府県が分かれれば可）

顧客調査（アンケート等）

- 2019年から申請日までの任意の1週間において、個人顧客から居住地を伺い、取引内容とともに、その結果を纏めた顧客調査結果（対象措置実施都道府県の個人顧客と毎日複数回の取引を行っている必要）



年 月 日

お客様アンケート

(1) お客様が購入された商品は何でしょうか？

(2) お客様はどうちらからいらつしやいましたか？（都道府県）

集計

継続した取引

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、**2021年4月の「対象措置実施都道府県外において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪している週が存在する地域」**を分析しました（該当する道県・地域は下記のとおりです。）。**下記の道県・地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもつて保存書類とすることが可能です。**
(※下記の道県・地域に所在することが給付要件ではありません。)
- なお、下記の道県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（10、42ページを参照）を満たす**観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査(アンケート)の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。**

次の道県に所在する旅行関連事業者

北海道、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、高知県

次の地域に所在する旅行関連事業者

岩手県

盛岡、岩手中部、胆江、両磐、
気仙、釜石、宮古、久慈

富山県

新川、富山、高岡

鳥取県

東部、中部

島根県

隠岐

広島県

広島、呉、広島中央、
尾三、福山・府中

福岡県

宗像、飯塚

長崎県

五島、上五島、対馬

鹿児島県

南薩、熊毛、奄美



旅行関連 事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市区町村は、次のURLに記載しております（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>）

※地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外となります。

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、2021年5月の「対象措置実施都道府県外において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪している週が存在する地域」を分析しました（該当する県・地域は下記のとおりです。）。下記の県・地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもって保存書類とすることが可能です。
(※下記の県・地域に所在することが給付要件ではありません。)
- なお、下記の県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（10、42ページを参照）を満たす観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査(アンケート)の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。

次の県に所在する旅行関連事業者

青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

次の地域に所在する旅行関連事業者

岩手県

盛岡、岩手中部、胆江、両磐、
気仙、釜石、宮古、久慈



旅行関連 事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLに記載されております（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>）

※地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外となります。

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、**2021年6月の「対象措置実施都道府県外において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪している週が存在する地域」**を分析しました（該当する県・地域は下記のとおりです。）。**下記の地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもって保存書類とすることが可能です。**
(※下記の県・地域に所在することが給付要件ではありません。)
- なお、下記の県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（10、42ページを参照）を満たす**観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査(アンケート)の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。**

次の県に所在する旅行関連事業者

青森県、秋田県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

次の地域に所在する旅行関連事業者

岩手県

釜石、宮古

福島県

県北、県中、県南、会津、南会津、いわき

宮城県

仙南、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼



旅行関連
事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLに記載されております（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>）

※地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外となります。

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、**2021年7月の「対象措置実施都道府県外において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪している週が存在する地域」**を分析しました（該当する地域は下記のとおりです。）。**下記の地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもって保存書類とすることが可能です。**なお、2021年8月以降の統計データは、今後、公表する予定です。
(※下記の県・地域に所在することが給付要件ではありません。)
- なお、下記の県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（10、42ページを参照）を満たす**観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査(アンケート)の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。**

次の県に所在する旅行関連事業者

茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

次の地域に所在する旅行関連事業者

青森県 津軽、青森、西北五、上十三、下北	秋田県 北秋田、能代・山本、大仙・仙北、湯沢・雄勝	岩手県 釜石、宮古	福島県 県中、県南、会津、南会津、いわき	富山県 新川、富山、高岡
広島県 広島、広島西、呉、広島中央、尾三、福山・府中	鳥取県 東部、中部	島根県 隠岐	徳島県 東部、南部	山口県 周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門、萩
香川県 大川、小豆、高松、三豊	愛媛県 新居浜・西条、今治、松山、八幡山・大洲、宇和島	宮崎県 宮崎東諸県、延岡西臼杵、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷		

旅行関連
事業者

飲食事業者（昼間営業等の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLに記載されております（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>）

※地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外となります。

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例①

- 対象措置実施都道府県外であって、2016年以降の旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪していることが2021年1月以前から公開されている統計データにより確認できる市区町村等を「対象措置実施都道府県外で特に外出自粛の影響を受けている地域」としておりますが、統計データから確認する方法の具体例をお示しいたします。
- V-RESASを用いた分析方法を具体例としてお示しいたしますが、上記条件を満たす限りは、観光統計やRESAS等の他の統計データをご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。
- なお、統計データの対象期間としては、2016年～2020年の間における任意の1週間以上の期間をお選びください。

- 1 自らの事業所が対象措置実施都道府県外にある場合は、自らの事業が旅行関連事業であるかどうかについて、6ページの具体例を参考に、お調べください。対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域において、旅行関連事業者である場合に保存が必要となる書類は、10ページのY-2の保存書類になります。
- 2 以下のページから「自らの事業所の所在地が含まれる地域」をお調べください。
URL : <https://v-resas.go.jp/data-index/areas>
- 3 以下のページの統計データをもとに、「自らの事業所の所在地が含まれる地域」への旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪しているかどうかについて、お調べください（詳細は次ページ以降参照）。
URL : <https://v-resas.go.jp/>

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例②

イメージ

①

V-RESAS | 新型コロナウイルス感染症
データ更新日
2021.3.2
v-resas.go.jp

都道府県を選択

お気に入り 解説コラム RESAS

人流 消費 飲食 宿泊 イベント 興味・関心 雇用

3月3日の人流速報 (前週比)
札幌駅 0% すすきの駅 -2% 仙台駅 -10% 大宮駅 +1% 新宿駅 +3% 渋谷駅 +3% 横浜駅 -3% 新潟駅 -3%

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化

V-RESASは、新型コロナウイルス感染症 [COVID-19] が、地域経済に与える影響の把握及び地域活性化施策の検討におけるデータの活用を目的とした見える化を行っているサイトです。地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供しています。

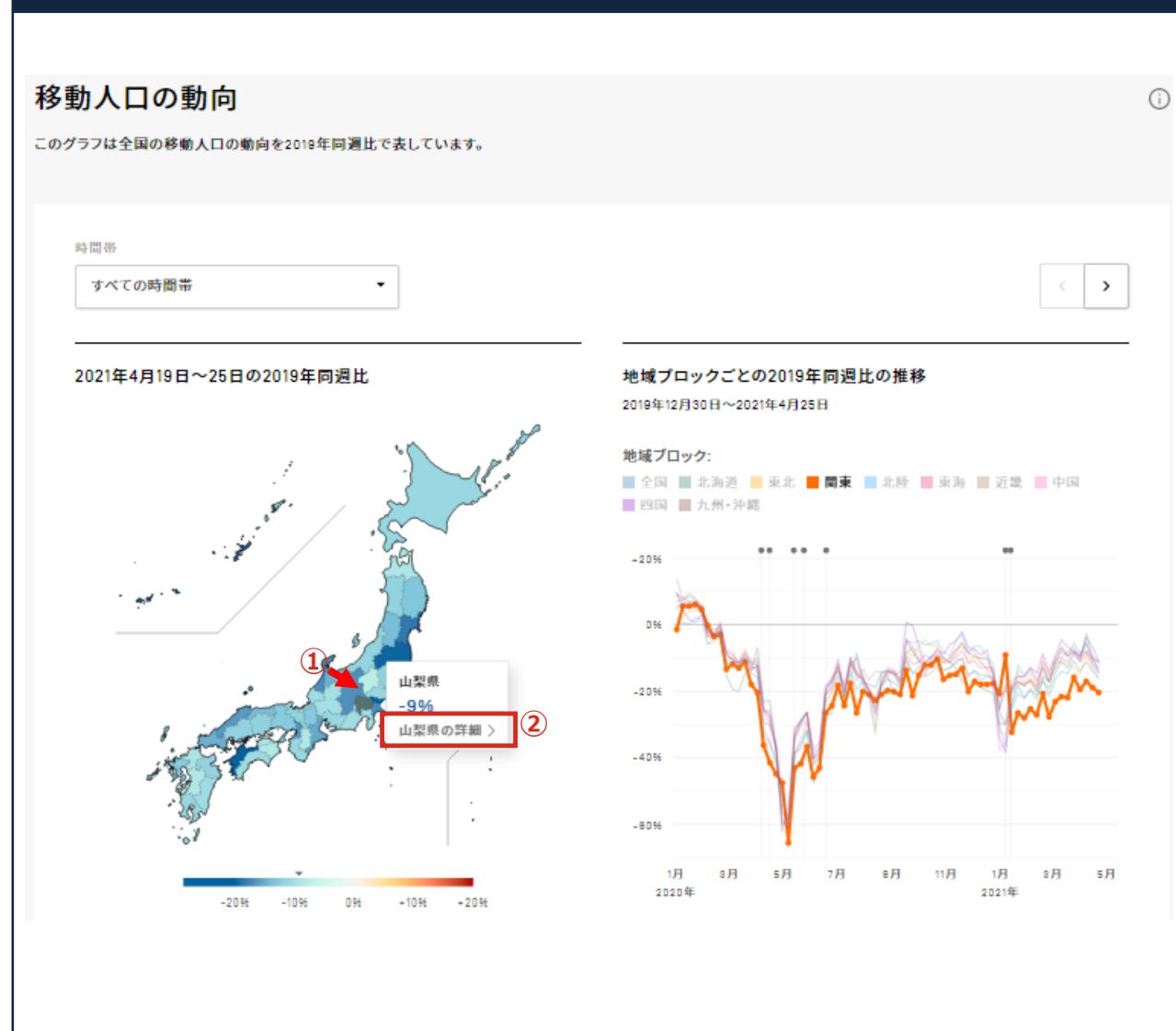
このサイトについて > 掲載されているデータ一覧 >

手順

① 下記URLからV-RESASにアクセスする。
<https://v-resas.go.jp/>

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例③

イメージ



手順

- ① ページ中段の「移動人口の動向」の日本地図から、**自社所在地の都道府県をクリック**する。

➤ (例) "山梨県"に属するエリアの影響を調べる場合、地図上の山梨県を押下する。

② 表示されたポップの**「山梨県の詳細」を押下**する。

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例④

イメージ



手順

① ページ中段の「山梨県の都道府県を跨いだ移動」の「エリア」において、自社所在地の属するエリアを選択する。

➤ (例) 山梨県の“中北”エリアの影響を調べる場合、エリアのプルダウンで同エリアを選択する

② 「エリア」の下の選択肢について、「他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動」を選択する

③ 画面右下のファイルダウンロードのボタンを押下する。

④ 上記押下後にポップアップで表示される選択肢から「CSVをダウンロード」のボタンを押下する。

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例⑤

イメージ

①

1	期間 (近)	都道府県	指数	構成比	エリア	移動の傾向
2	2020年1月	東京都	0.617509	31.2215	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
3	2020年1月	東京都	0.224077	25.8367	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
4	2020年1月	東京都	0.193762	22.85668	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
5	2020年1月	東京都	0.206002	23.0587	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
6	2020年1月	東京都	0.189553	22.60703	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
7	2020年2月	東京都	0.191676	25.5969	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
8	2020年2月	東京都	0.187943	24.22961	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
9	2020年2月	東京都	0.225085	26.29386	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
10	2020年2月	東京都	0.166539	22.70326	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
11	2020年3月	東京都	0.169101	27.43307	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
12	2020年3月	東京都	0.188932	29.59994	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
13	2020年3月	東京都	0.278169	33.04584	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
14	2020年3月	東京都	0.177655	26.98427	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
15	2020年4月	東京都	0.15886	27.67019	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
16	2020年4月	東京都	0.107875	25.51021	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
17	2020年4月	東京都	0.149438	33.73717	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
18	2020年4月	東京都	0.122182	28.29674	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動

手順

- ① ダウンロードしたCSVファイルを開く。CSVファイルは、Microsoft Excelで開くことができます。
- ② ファイルの1行目を選択する。
- ③ ファイルの1行目に「フィルター」機能を適用するため、エクセルの「データ」タブを選択した上で、「フィルター」をクリックする。

【参考3】対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析方法例⑥

イメージ

The screenshot shows an Excel spreadsheet titled "山梨県の都道府県を跨いた移動 - 都道府県を跨いた移動の最新". The ribbon tabs include ファイル, ホーム, 挿入, ページレイアウト, 数式, データ, 校閲, 表示, 開発, ヘルプ, and Enterprise Connect. The "データ" tab is selected. A dropdown menu is open over the "期間 (週次)" column header in row 1, listing options like "昇順(S)", "降順(D)", and "色で並べ替え(I)". The "検索" section of the dropdown contains checkboxes for various weeks in 2020 and 2020. The "OK" button is highlighted with a red border.

C2811	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	期間 (週次)	都道府県	指標	構成比	エリア	移動の種別				
	z↓ 昇順(S)			5.51021	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	z↓ 降順(D)			0.88529	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	色で並べ替え(I)			> 0.02403	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	"期間 (週次)" からフィルターをクリア(C)			0.042485	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	色フィルター(I)			> 212587	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	テキスト フィルター(E)			> 537822	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
	検索			> 559774	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				059904	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				833823	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				362525	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				010005	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				996266	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				320024	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				478318	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				307798	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				876696	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				
				1 1994	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動				

手順

- ① A 1 セル（「期間（週次）」）の「▼」をクリックし、**集計対象とする「週」（任意で選択可）のみチェック**し、「OK」を押下する。

※V-RESASの場合は、2020年以降のデータとなるが、他の統計データを活用する場合は、2016年～2020年の間における任意の1週間以上の期間を選択可

➤ (例) "2020年4月第2週"を対象として、計算を行う場合、"2020年4月第2週"以外のチェックを外す。

※「(すべて選択)」のチェックを外すと、すべてのチェックを一括で外すことができます。

【参考3】対象措置実施地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域の分析方法例⑦

イメージ

自動保存 (オフ) 山梨県の都道府県を跨いた移動 - 都道府県を跨いた移動の

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 ヘルプ FA Power Pivot

ピボット テーブル ピボットテーブル テーブル アドインを入手 個人用アドイン グラフ おすすめ グラフ マップ ピボットグラフ 3D マップ ツアー

P10

期間 (以降)	都道府県	指標	構成比 [%]	エリア	移動の種別
昇順(升)			81.2215	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
降順(降)			55.8367	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
色で並べ替え(色)			> 55.85668	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
"都道府県" からフィルターをクリア(C)			55.80587	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
色フィルター(I)			> 55.60703	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
テキストフィルター(E)			> 55.5969	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
検索			55.22961	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
(すべて選択)			55.29386	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
愛知県			55.70326	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
愛媛県			55.43307	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
茨城県			55.59994	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
岡山県			55.04584	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
沖縄県			55.98427	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
岩手県			55.67019	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
岐阜県			55.51021	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
宮崎県			55.73717	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動
			55.29674	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動

OK キャンセル 山梨県の都道府県を跨いた移動 - 都道府県を跨いた移動の最新上

手順

- ① B1セル（「都道府県」）の「▼」をクリックし、**緊急事態対象措置およびまん延防止等重点措置実施地域の11都道府県（北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県）のみをチェック**し、「OK」を押下する。

※「（すべて選択）」のチェックを外すと、すべてのチェックを一括で外すことができます。

※左記イメージは「2021年4月時点」での対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析例となります。

【参考3】対象措置実施地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域の分析方法例⑧

イメージ

		D	E	F	G	H	I	J
90	202	4603	10.88529	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
238	202	1875	7.537822	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
386	202	5271	6.212587	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
682	2020年4月京都府	0.001353	0.320024	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
756	2020年4月愛知県	0.008711	2.059904	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
903	2020年4月岐阜県	0.005762	1.362525	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
977	2020年4月兵庫県	0.004199	0.993096	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1122	2020年4月北海道	0.00553	1.307798	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1196	2020年4月大阪府	0.005072	1.1994	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1344	2020年4月三重県	0.001024	0.242046	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1492	2020年4月福岡県	0.001362	0.322137	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1621	2020年4月石川県	0.004572	1.081264	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1830	2020年4月広島県	0.001379	0.326138	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1903	2020年4月群馬県	0.007755	1.833823	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2060	2020年4月岡山県	0.000486	0.114814	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2133	2020年4月熊本県	0.007803	1.845222	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2928	2020年4月沖縄県	4.63E-05	0.010945	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
3011								

手順

- 左図のとおり、D列に表示される11都道府県の構成比をすべて選択する。
- 選択したセルの合計値を計算するため、エクセルの「数式」タブを選択した上で、「オートSUM」の「合計(S)」をクリックする。

※左記イメージは「2021年4月時点」での対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析例となります。

【参考3】対象措置実施地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域の分析方法例⑨

イメージ

山梨県の都道府県を跨いた移動 - 都道府県を跨いた移動の最新									
自動保存									
ファイル	ホーム	挿入	ページレイアウト	数式	データ	校閲	表示	ヘルプ	Power Pivot
fx	Σ	☆	?	A	⌚	🔍	Θ	⋮	名前の定義
関数の挿入	オート	最近使った	財務	論理	文字列	日付/時刻	検索/行列	数学/三角	その他の関数
	SUM	関数	操作	操作	操作	操作	操作	操作	操作
D3011	2020年4月	京都府	0.001353	0.320024	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
756	2020年4月	愛知県	0.008711	2.059904	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
903	2020年4月	岐阜県	0.005762	1.362525	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
977	2020年4月	兵庫県	0.004199	0.993096	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1122	2020年4月	北海道	0.00553	1.307798	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1196	2020年4月	大阪府	0.005072	1.1994	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1344	2020年4月	三重県	0.001024	0.242046	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1492	2020年4月	福岡県	0.001362	0.322137	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1621	2020年4月	石川県	0.004572	1.081264	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1830	2020年4月	広島県	0.001379	0.326138	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
1903	2020年4月	群馬県	0.007755	1.833823	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2060	2020年4月	岡山県	0.000486	0.114814	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2133	2020年4月	熊本県	0.007803	1.845222	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
2928	2020年4月	沖縄県	4.63E-05	0.010945	中北	他都道府県から当該都道府県・エリアへの移動			
3011			63.16505		①				
3012									
3013									
3014									

手順

- ① 選択地域への移動人口全体に占める、**対象措置実施地域（11都道府県）からの移動人口の割合が算出**される。

※ 左図の例では、「63.16505 (%)」と表示されています。

※左記イメージは「2021年4月時点」での対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域の分析例となります。

【参考4】事業の継続・立て直しに向けた取組の具体例

- 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、非常に厳しい経営環境にあると考えられますが、こうした中においても、業績を回復し、さらなる収益・利益等の向上に向けた取組を継続していくことが重要です。そのため、月次支援金の申請に当たっては、事業の継続・立て直しに向けた取組を行っていただくことを宣誓していただきます。申請者におかれでは、事業継続・立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートへの記入をお願いします。

1 事業管理に関するアクション

- 各事業や各商品・サービスの収益・利益・費用を調べる。
- 上記の調査結果を踏まえて、注力分野や撤退分野を決める。
- 経営・経理管理ツールを導入する。

2 顧客に関するアクション

- 「お客様の興味・関心」や「業界・地域の市場動向」を調査する。
例) インターネットでのアンケート、SNSの活用 等
- 利益率の高いお客様への営業活動に集中する。
- 現在のお客様にさらに商品・サービスを販売する。
- 新しいお客様への営業活動を強化する。
- 顧客管理システムを導入する。

3 販売方法に関するアクション

- 顧客が簡単に購買できるように顧客体験を改善する。
例) ホームページの改修・新規作成
電子マネーやQRコードの決済手段導入
- 販売手法や広告媒体を変更する。
例) オンラインでの販売の実施
インターネット・SNSを通じた商品・サービスの広報
- 営業活動を行う地域を変更する。

4 商品・サービスに関するアクション

- 売れ筋の商品・サービスを調べる。
- 利益率が高い商品・サービスの提供に集中する。
- お客様のニーズに応じて、商品・サービスの機能や提供価値を強化する。
- お客様のニーズに応じて、新商品の開発・品揃えを行う。
- 販売価格を変更する。
- 伸びている新しい業界や業種に進出する。
- 在庫管理システムを導入する。

5 調達に関するアクション

- 購買・仕入れ価格の値下げの交渉を行い、コストを削減する。
- 購買・仕入れ先の取引先の見直し（集約・切替等）を行う。
- 購買品・仕入れ品の代替品の有無の検討を行う。
- 外部からの「購買品」や「他社に依頼している業務」について、内製化（自社で生産・実施）を行う。